

## 議第2号

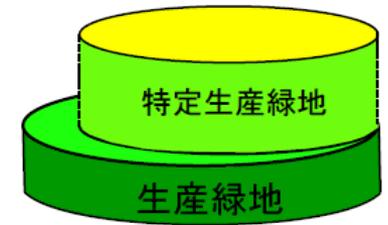
# 特定生産緑地の指定について（諮問）

指定から30年を迎える生産緑地地区について

→ **特定生産緑地への指定が可能**

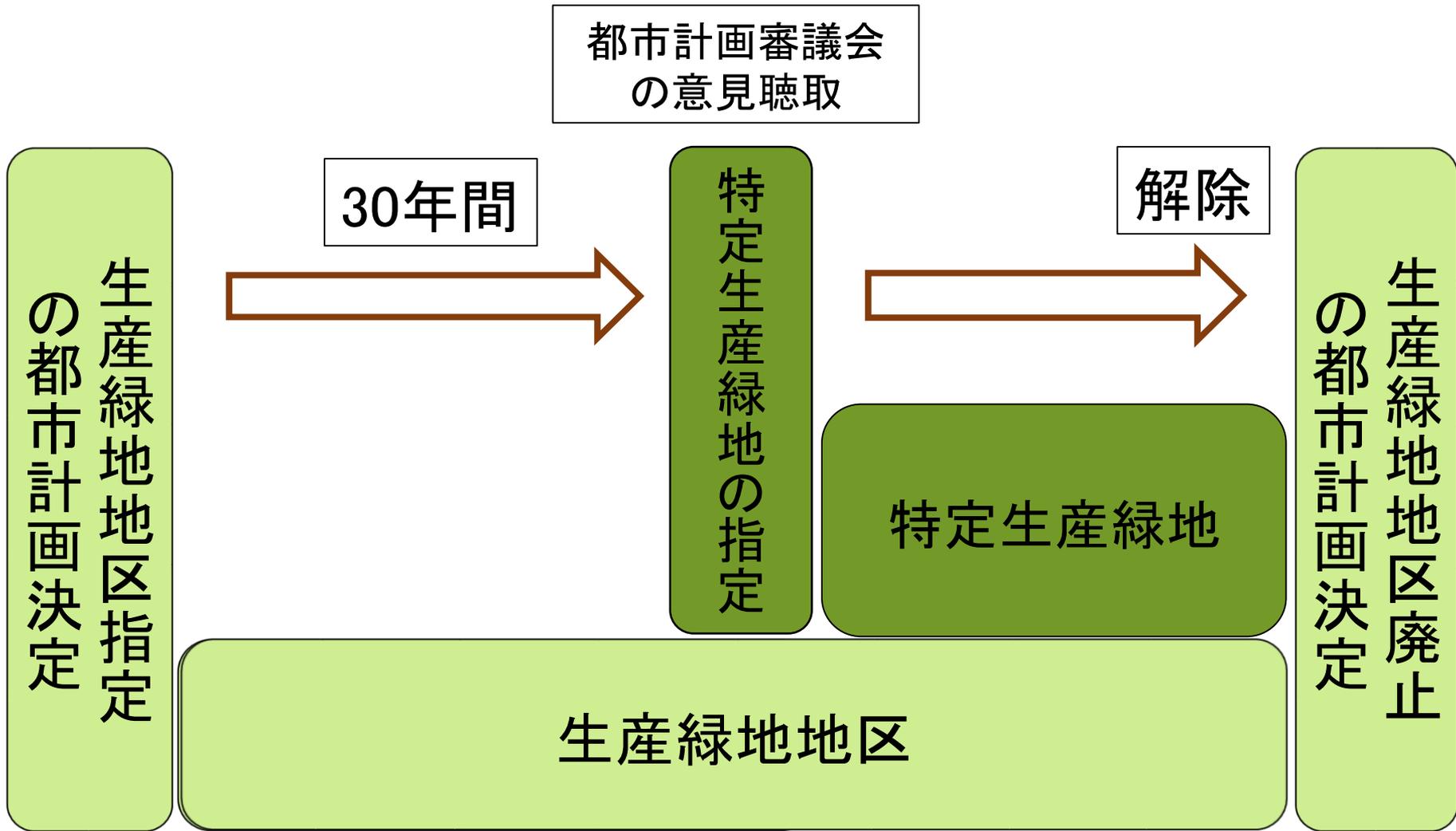
特定生産緑地の効力

- ◆ 営農の義務(行為の制限)が**10年延長**
- ◆ 買取り申出ができるまでの期間が**10年延長**
- ◆ 従来の**税制優遇措置の継続 10年延長**



特定生産緑地に指定しない場合

- ◆ 市に対して**いつでも買取り申出が可能**
- ◆ **固定資産税・都市計画税が段階的に宅地並み課税に移行**
- ◆ 次の相続発生時における相続税の納税猶予**適用外**



都市計画法に基づくもの

生産緑地法に基づくもの

## 指定基準 1 公共施設等 としての 適地

- ・ 建築基準法第43条の規定に適合するもの
- ・ 建築基準法第42条に規定する道路又は道等から容易に入ることができる土地で、農地として利用する部分の勾配が30度を超えないもの
- ・ おおむね整形な形状であること

## 指定基準 2 区域の規模

- ・ 300m<sup>2</sup>以上であること
- ・ 物理的に一体的なまとまりを持つ、一団の土地であること(ただし、幅員6m以下の道等であれば、一団の土地とみなす。)

## 指定基準 3 農林漁業 継続可能条件

- ・ 10年以上、継続的な営農ができると判断されるもの
- ・ 適正な肥培管理がされており、隣接家屋の庭等との区分が明らかなものであるもの
- ・ 原則として、隣接地等へ土砂の流出のおそれのないもの

【今回の指定対象とした生産緑地地区】

平成5年12月24日指定の生産緑地地区

生産緑地地区の指定から30年を迎える日

→ 「**申出基準日**」

特定生産緑地の指定は「申出基準日」までに行う必要がある

→ 令和5年12月24日(申出基準日)が  
特定生産緑地指定の期限

特定生産緑地指定の状況（予定）

	箇所	面積
平成5年度指定 総数	23箇所	約2.3ha
<u>指定予定</u>	<u>2箇所</u>	<u>約0.3ha</u>
指定済	18箇所	約1.8ha
指定しない	3箇所	約0.2ha

## 特定生産緑地(藤沢市)の指定

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

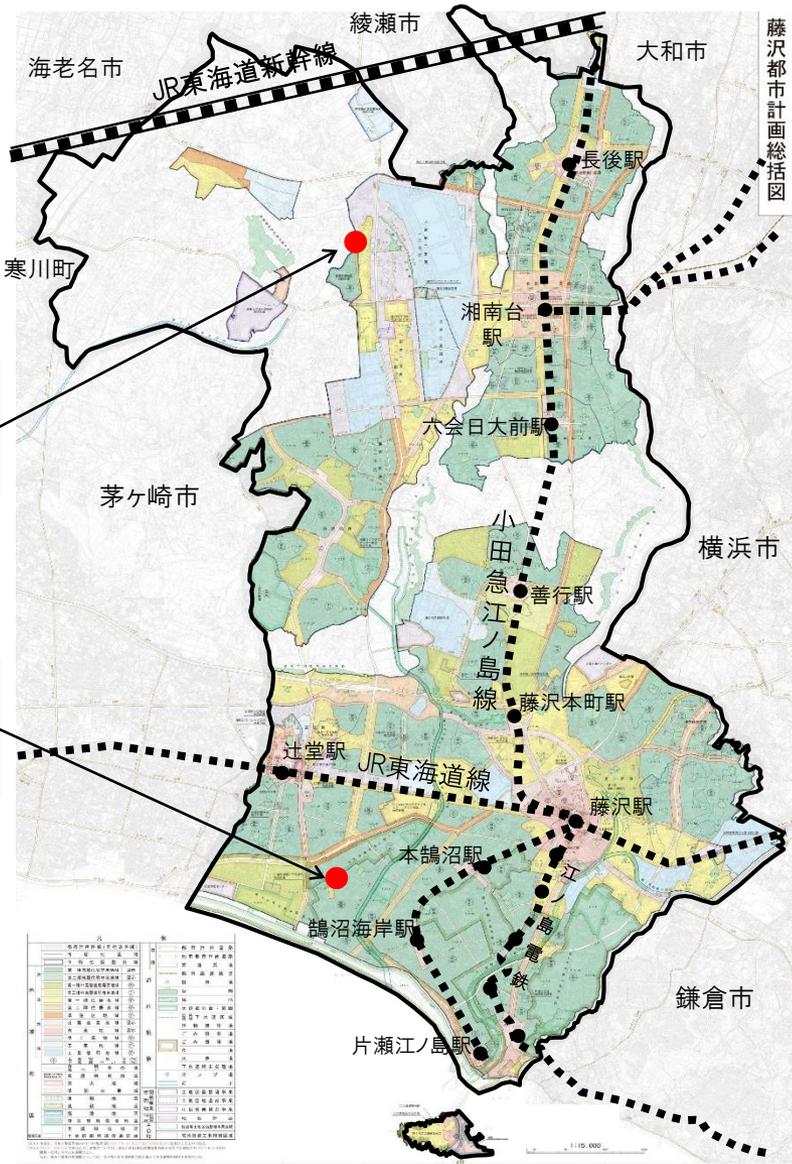
特定生産緑地番号		位置		生産緑地 地区番号	面積		申出基準日	図面番号	備考	
番号	枝番号				生産緑地 地区 (都市計画) (㎡)	特定生産緑地(㎡)				
						既に指定され ている区域				新たに指定す る区域
547	-23	菖蒲沢	字大下地内	547	1,070	0	1,070	1		
	-23	菖蒲沢	字大下地内							
562	-23	辻堂太平台1丁目	地内	562	2,010	0	2,010	2		
	-23	辻堂太平台1丁目	地内							

生産緑地法第10条第2項に基づき、指定を行う。

# 特定生産緑地の指定（案）について

図面番号1  
菖蒲沢字大下地内

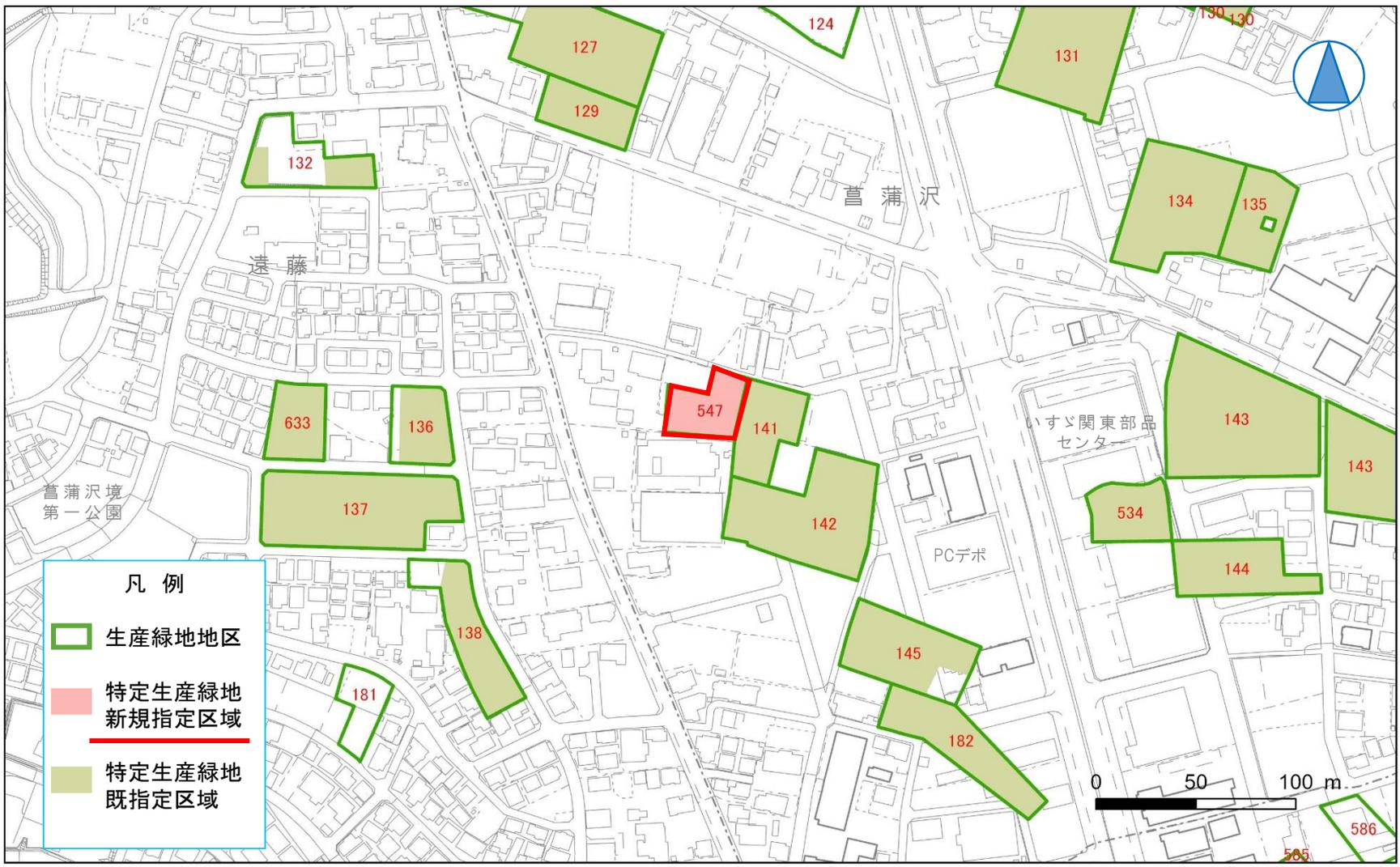
図面番号2  
辻堂太平台1丁目地内



市町村名	藤 沢 市
件 名	特定生産緑地の指定
図面の名称	総 括 図

## 特定生産緑地(藤沢市)指定図

(図面番号 1)

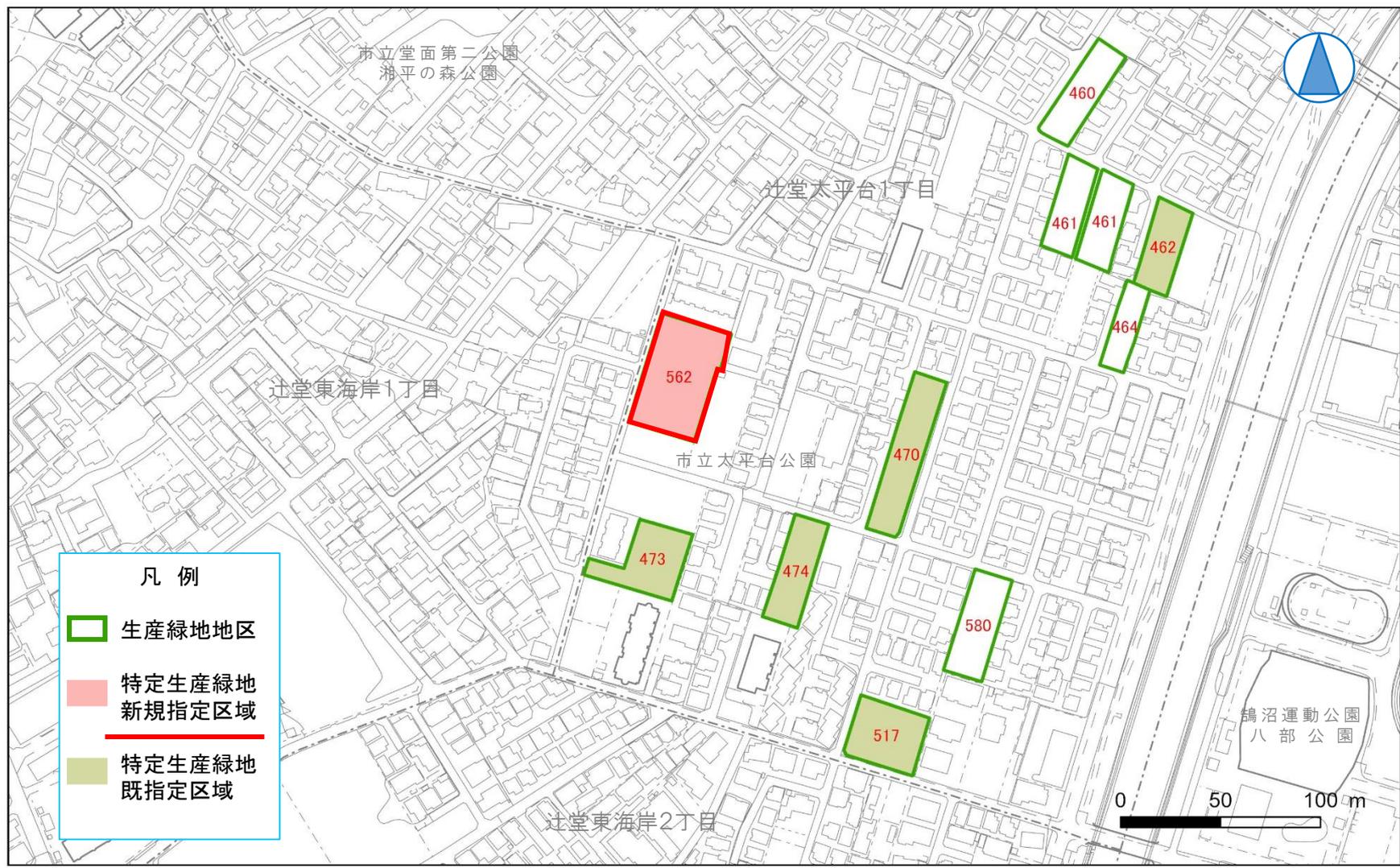


## 特定生産緑地番号547番 現地写真

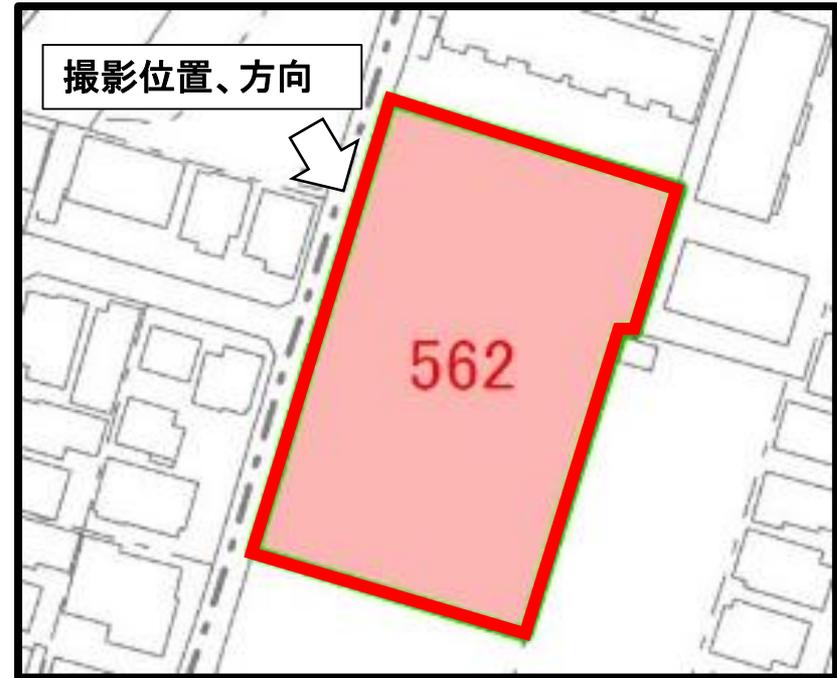


## 特定生産緑地(藤沢市)指定図

(図面番号 2)



## 特定生産緑地番号562番 現地写真



## 【平成5年指定生産緑地地区 今回指定予定箇所の流れ】

令和5年11月24日(本日) 都市計画審議会(諮問)



特定生産緑地指定の公示

**指定の手続き完了**